

コンプライアンス／リスク管理体制

監査の状況

監査役監査の状況

取締役の職務執行に関する監査については、社外監査役3名を含む監査役5名体制のもと、月1回及び必要に応じて臨時に開催される取締役会に出席し、主に法的側面から監査しています。

また、常勤監査役2名においては、相互に連携し、経営会議・営業執行会議・技術執行会議・リスク統括委員会その他の重要な会議への出席、内部統制に関してリスク管理担当部門より月次報告を受ける他、必要に応じて取締役その他の

役員への業務執行状況のヒヤリング、稟議書・議事録・会議資料・報告書の閲覧等を通じて、内部統制システムも含めた監査活動を行っています。

会計監査においては、監査役全員で四半期ごとに会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人との面談を行っており、会計監査計画の説明、四半期レビュー、期末の会計監査報告を受けるほか、必要に応じて常勤監査役が、経理部門、監査法人と随時面談を行っています。

内部監査の状況

内部監査については、監査部9名体制のもと、監査部により情報管理・リスク管理などに関する内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施しています。会計監査において内部統制上の課題が発見された場合には、その情報が都度各部門に伝えられ改善が検討されると同時に、内部統制評価の一環として監査部も当該情報を入手し、各部にフィードバック及び各部の改善状況についてのモニタリング

を行い、その状況について社長、取締役会、監査役及び会計監査人に報告しています。

また、監査役監査との役割調整及び整合性を図るため監査役に対して適宜状況報告を行いながら活動を行っており、監査役は内部監査への立会い、内部監査結果の報告を受けるほか、社内の状況に関する情報交換を適宜実施しています。

会計監査の状況

会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

会計監査人の選定方針と理由

当社では、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」を以下の通り定めています。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

上記のほか、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

監査役会では、監査役会が定めた「会計監査人の評価基準」により、会計監査人の評価を行い、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受け、同方針に基づく判断と再任の適否について、毎期検討を行っています。

監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役会は、会計監査人に対して評価を行っています。

監査役会では、監査法人の品質管理、監査チームの独立性、専門性、監査報酬の水準、監査役、経営者、内部監査部門等とのコミュニケーション等を評価項目とする「会計監査人の評価基準」を定めています。

この評価基準に基づき、会計監査人の評価を行い、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受け、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」に基づく判断と再任の適否について、毎期検討を行っています。

同評価基準に基づく評価とその他の確認による検討の結果、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性等は適切であると判断しました。

コンプライアンス／リスク管理体制

コンプライアンス体制

① 当社は、企業の存立と継続のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、2003年4月に「長谷工グループ行動規範」を制定し、全ての取締役、執行役員及び使用人が法令・定款の遵守はもとより、社会規範を尊重し、社会人としての良識と責任を持って行動するべく社会から信頼される経営体制の確立に努めています。また、コンプライアンスの向上に向けコンプライアンス室を設置し、コンプライアンスに関する社内規程に従い、コンプライアンスの推進・教育を行うとともに、コンプライアンス

に関する相談や法令違反行為等の通報のために内部通報制度を設け、社外を含めた窓口を設置しています。

② 当社は、2005年4月より社長直轄の監査部を設置し、内部監査に関する社内規程に従い当社グループ各部門における諸活動が法令、定款、会社の規程、方針等に適合し、妥当であるものかどうかを検討・評価し、その結果に基づき改善を行っています。

③ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、これらの反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応します。

リスク管理体制

① 当社は、様々なリスクに対して、リスク関連情報の収集に努め、リスクの大小や発生可能性に応じて、リスク発生の未然防止策や事前に適切な対応策を準備する事により、損失の発生を最小限にすべく、2006年4月に設置したリスク統括部(2017年4月1日より「リスク管理部」に改称)を中心に組織的な対応に取り組んでいます。

② 具体的には、経営管理部門の各セクションが連携をとりながら職務の役割に応じて業務執行状況をチェックする体制とし、さらに、監査部によるチェック体制を整えています。業務執行の意思決定の記録となる稟議制度においては、2002年4月より決定手続きを電子化する電子稟議システムを導入し、監査役及び経営管理部門がその内容を常時閲覧、チェックできる体制を構築しています。

③ また、取締役会、経営会議、二つの業務執行会議である営業執行会議及び技術執行会議へ付議される案件のうち多数の部署が関わる案件、専門性の高い案件については、諮問会議・委員会を設けることで、事前の検証を十分に行うとともに、モニタリングが必要なものについては定期的な報告を義務付けています。

④ 加えて、当社及びグループ全体のリスク管理体制の強化を目的として、2006年5月に社長を委員長とするリスク統括委員会を設置し、リスク管理に関する社内規程に基づき、リスクの横断的な収集、分析、評価、対応を行っていく体制を整備しています。またグループ全体のリスク管理全般に関する責任者としてリスク管理グループ統括役員を任命しています。

⑤ リスク統括委員会の討議内容については、定期的に取り締役に報告するものとしています。

公益通報・コンプライアンス相談窓口の設置

当社では、コンプライアンス全般に関する社員からの通報・相談を受け付ける相談窓口を、リスク管理部コンプライアンス室に設置し運用しています。また、公益通報者保護法に則

り、通報者の保護体制の構築と法令違反行為等に関する通報・相談を受け付ける窓口を、リスク管理部コンプライアンス室及び社外窓口として法律事務所に設置し運用しています。

コンプライアンスの推進

当社では、誠実かつ社会に貢献する企業活動を展開していくために、「長谷工グループ行動規範」を制定し、役職員の基本的な行動の規範を定めています。本規範の浸透を図るために、全社員に対して、『長谷工グループコンプライアンス

規程集』や『コンプライアンスブック』を配布しています。また、社内イントラによるコンプライアンス推進に関する定期的な情報発信を行っています。

情報セキュリティ・個人情報保護

震災対策BCP訓練の実施

長谷工グループは大震災その他自然災害発生時のグループ各社の重要業務を明確にし、提供する“住まい”の安全確保とともに、業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開することができる仕組み、また、従業員とその家族の安全を確保した上で、事務所や作業を速やかに保全し、復旧活動・復旧支援に携わる従業員が自発的に行動することができる仕組みを構築することを目的として、「事業継続計画」または「震災対策マニュアル」を定めています。2019年1月～2月にかけて東京・関西・東海・九州地区で実施した震災対策BCP訓練では、①休日訓練②地図システムを使った物件被災状況一次確認訓練③重篤被災エリアの設

定によるグループ横断的な応急復旧指示訓練をポイントに実施しました。



グループ統括本部報告会の様子

行動規範

贈収賄・腐敗防止に関する企業方針またはコミットメント

長谷工グループでは、コンプライアンスの確実な実践を重要な経営課題のひとつと位置づけており、これを推進するために「長谷工グループ行動規範」を定め、全役職員への徹底を図っています。また、行動規範で示した基本姿勢を全役職員へ徹底するべく、「長谷工グループ行動規範」及び行動規範の各条項を解説した「長谷工グループコンプライアンスマニュアル」を含む「長谷工コンプライアンス規程集」を全役職員に配布しています。

「長谷工グループコンプライアンスマニュアル」では、具体的に「業務上での各種法令等の遵守(入札談合、カルテルの禁止他)」「不正行為の禁止(利益相反行為の禁止他)」「社会規範の遵守(反社会的勢力への対応、公務員への贈答及び接待他)」「社内規定の遵守(権限超越行為の禁止、会社資産の使用他)」等に関する遵守事項をまとめ、コンプライアンス遵守の徹底並びに贈収賄・腐敗防止の徹底に努めています。

グループ行動規範

当社は、企業の存立と継続のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、「長谷工グループ行動規範」を制定し、全ての取締役、執行役員及び使用人が、国内外問わず、法令・定款の遵守はもとより、社会規範を尊重し、社会人としての良識と責任をもって行動するべく社会から信頼される経営体制の確立に努めています。

- 良識と責任ある行動/法令等の遵守/人命の尊重/人権の尊重/リスク顕在化の予防
- 各種業法の遵守/品質管理の徹底/安全管理の徹底/顧客満足度の向上/独占禁止法等の遵守/不正競争の防止/知的財産権侵害行為の禁止/利益供与、接待等/寄付行為と政治献金/適正な会計・税務処理/経営情報の開示/反社会的勢力との関係断絶
- 新技術、新商品、新サービスの開発/顧客ニーズに応える商品、サービスの開発・改善/環境保護活動/社会への貢献
- 会社財産の管理と適正使用/会社情報の管理/個人情報の管理/知的財産権の保全/情報システムの運用
- 前向きな企業風土の醸成/労働関係法令の遵守/労働災害の防止と職場環境の保全/人格の尊重/政治・宗教活動の禁止
- 株主権の行使に関する利益供与の禁止/利益相反行為の禁止/インサイダー取引の禁止/背任行為の禁止/その他の不正行為の禁止

情報セキュリティ

近年、情報技術の発展に伴って、様々な局面で情報資産が脅威に晒される危険性も増大しています。

長谷工グループでは、お客さま情報をはじめとして、事業で取り扱う情報資産の保護・管理強化に取り組んでいます。グループ全体で「長谷工グループ情報管理規程」「情報セキュリティ基本方針」を定め、グループ共通の「情報の取扱いに関するガイドライン」を制定し、情報管理に関する意識の醸成を行っています。さらに、グループ各社の事業や取り扱

う情報の内容にあわせた個々の管理基準を定めています。

賃貸住宅の運営管理を行う長谷工ライブネットでは、入居者・入居希望者の皆様の個人情報や、取引先からお預かりした情報資産を取り扱っています。このため、東京、大阪の全部門で情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) を構築しています。日々の情報資産管理活動の点検・見直しには、国際規格ISO/IEC27001を活用しており、2005年8月に認証を取得しています。

個人情報保護

長谷工グループでは、個人情報保護の重要性を認識し、その取扱いに関する方針として、グループ全社で個人情報保護方針(プライバシーポリシー)を定めています。

グループ全社で、社内における個人情報保護の責任体制を明確にするために、個人情報保護管理者を設置するとともに、個人情報に関する社内規定を整備し、これを遵守するよう従業員への教育啓発を実施しています。

また、個人情報を取り扱う情報システムに必要なシステム要件と運用ルールを定めた「情報システムにおける個人情報取扱いガイドライン」を制定し、対象となるシステムの

管理体制と運用方法をルール化しています。

また、個人情報の紛失・漏洩を防止するため、管理の徹底及び各種セキュリティ対策を実施しています。これら一連の個人情報保護が確実に実施されていることを検証するために定期的に内部監査を行っており、必要に応じて是正を図っています。加えて、個人情報保護の状況について第三者からの客観的な評価を得るために、プライバシーマーク(Pマーク)の審査を受け、グループ4社でPマークを付与されています。

情報管理に関する規程類

グループ共通

- 長谷工グループ情報管理規程・情報セキュリティ基本方針
- 情報の取扱いに関するガイドライン

長谷工コーポレーション

- 情報システム・セキュリティ規程

長谷工コーポレーション

- 個人情報保護方針
- 個人情報保護規程
- 個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する基本方針
- 個人番号及び特定個人情報取扱規程
- 個人情報等保護内部監査規程
- 個人情報等外部委託管理規程